第30号様式　換価猶予取消通知書

|  |
| --- |
| 換価猶予取消通知書 |
| 第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　様小野町長　　　　　　　　　　印　　　　　　年　　月　　日付けで換価の猶予した下記について、その猶予を取り消したので直ちに納付(納入)してください。 |
| 取消理由 | 　 |
| 　 |
| 担保物件 | 　 |
| 　 |
| 猶予期限 | まで　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 納付方法 | 　 |
| 徴収猶予を受けようとする徴収金 |
| 賦課年度 | 対象年度 | 通知書番号 | 標識番号等／事業年度・申告税目 | 期 | (円)未納額 | (円)督促料 | (円)延滞金 | (円)計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| (円)合計 | 　 | 　 | 　 | 　 |

注　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。